

習志野市農業委員会総会議事録

平成27年第12回習志野市農業委員会総会は平成27年12月22日（火）J A千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時より

1. 委員の出欠席 17名中 14名出席 欠席 2名
※ 15番は欠番

委員氏名 （網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 7番 三橋 武夫 9番 相原 和幸

1. 議案審議結果

上 程 1件 承認 1件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 議案案件

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

議 長	定刻になりましたので只今より 平成２７年 第１２回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 先日の現地調査、●●●●地区にありましたが、ご多忙の中 皆様方の参加、ご協力に感謝申し上げます。 今年最後の１２回総会、またこの会議室での最後の農業委員会 総会になりますが、宜しく願いいたします。 会議に入ります前に一言私から申し上げたいと存じます 平成２７年 今年を振り返りますと ・新庁舎建設工事の本格着工 ・千葉みらい習志野支店の建替え ・袖ヶ浦運動公園での農業祭の開催 ・６年に一度の下総三山の七年まつり ・５年に一度の国勢調査 ・統一地方選挙などありました。 統一地方選挙につきましては、５月２５日総会において議会推薦に より相原委員、荒原委員、立崎委員３名が農業委員会にきていた きました。 また、食育の一環として皆さんにキャロット月間についてもご協力 いただきました。 農業委員会を取り巻く状況を申し上げますと 改正農業委員会法が本年９月４日公布されました。 従来は、選挙により選出された公選委員と議会推薦・団体推薦に より構成されていましたが、農業委員会法の改正により 現委員の任期満了後（２９年１０月６日）は、市長の任命制に 変わります。 また、農地中間管理機構により、農地の利用状況や利用意向を 農業委員会が、農地所有者に確認することが業務に加えられました。 その他以外にも新聞紙上等で農地中間管理機構に農地を貸出 した場合の固定資産税の軽減や利用意向の無い場合の負担増 などが取り上げられています。 農業委員会や農業を取り巻く状況は年々厳しさや変化の度合いを 増しておりますが各委員におかれましては、健康に留意され
-----	---

	農業者の代表として意見等を総会で反映していただきたく お願いいたします。 大変前置きが長くなってしまいました。 それでは、本日の総会の議事に入ります。 5 番 立崎 誠一委員・8 番 葛城 芳一委員より 事前に欠席の報告をいただいています。 よって 2 名の欠席者と 1 名の欠員を含め、 17 名中 14 名の出席により、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第 26 条の規定により 議長より指名させていただきます。 7 番 三橋 武夫委員 9 番 相原 和幸委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の総会 議案案件は、1 件でございます。 議案第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 願について事務局より、議案の朗読ならびに説明を求めます。														
事務局長	議案第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 平成 27 年 12 月 1 日付けで、下記のとおり生産緑地法第 10 条の規定に基づき、 農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。 申 請 者 <table><tr><td>習志野市●●●●●丁目●番●●号</td><td>●● ●●● (●●歳)</td></tr><tr><td>習志野市●●●●●丁目●番●●号</td><td>●● ●● (●●歳)</td></tr><tr><td>船橋市●●●●●丁目●番●一 ●●●号</td><td>●● ●● (●●歳)</td></tr><tr><td>習志野市●●●●●丁目●番●●号</td><td>●● ● (●●歳)</td></tr></table> 買取り申し出事由の生じた者 <table><tr><td>習志野市●●●●●丁目●番●●号</td><td>●● ●●●</td></tr><tr><td></td><td>(平成●●年●月●●日死亡)</td></tr></table> 買取り申し出予定生産緑地 <table><tr><td>習志野市●●●●●丁目●●●●番●の一部</td></tr><tr><td>地目 畑 地積 ●●●㎡のうち●●●㎡</td></tr></table>	習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●●● (●●歳)	習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●● (●●歳)	船橋市●●●●●丁目●番●一 ●●●号	●● ●● (●●歳)	習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ● (●●歳)	習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●●●		(平成●●年●月●●日死亡)	習志野市●●●●●丁目●●●●番●の一部	地目 畑 地積 ●●●㎡のうち●●●㎡
習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●●● (●●歳)														
習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●● (●●歳)														
船橋市●●●●●丁目●番●一 ●●●号	●● ●● (●●歳)														
習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ● (●●歳)														
習志野市●●●●●丁目●番●●号	●● ●●●														
	(平成●●年●月●●日死亡)														
習志野市●●●●●丁目●●●●番●の一部															
地目 畑 地積 ●●●㎡のうち●●●㎡															

	登 記 内 容 権利者 ●●●●●● 申し出事由 平成●●年●月●●日に●●●●●●氏（●●歳）が死亡し従前生産緑地としていたこの農地について、買取り申し出を行うため 議 長 事務局、有難うございました。 次に、現地調査報告を実籾地区の農業委員の飯生 良委員にお願いします。 ●●●●地区には、農業委員がいませんので実籾地区の委員で報告をお願いします。 飯生良委員 議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について現地報告をいたします。 調査は12月15日に申請者であります 法定相続人4名の内、長男 ●●●●さん立ち会いのもと、廣瀬会長他 農業委員14名と事務局職員2名で、行って参りました。 申請場所については、●●●●●●に隣接した住宅街の中にある畑でございます。 今回の案件は、●●●●さんが平成●●年●月●●日に亡くなられ、法定相続人である長女 ●●●●さん、次女 ●●●●さん、長男●●●●さん、次男 ●●●●さんも、それぞれ耕作を続ける意思はなく、また、当該農地も住宅に囲まれているため 日当たりが悪く、農地としての条件が悪いため、今回の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を行うものと聞いております。 以上で、現地報告を終ります。 皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。 議 長 飯生 良委員、調査報告ありがとうございました。 只今の調査報告を踏まえて、 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 実籾地区の委員として、飯生 正己職務代理何かありますか。 職務代理 私が、農業委員を始めた時に行って、今回で4回目になりますが当初は、周囲にマンションなどなかったように思いますが、マンションが建ったりしてやりづらくなってきているとは感じました。 それと●●●㎡のうち●●●㎡で●●●㎡はどのようなになっているのかわからないのですが。
--	---

議 長	事務局 ですか。
事務局 長	現地調査の際、確認したと思いますが、申請地の先に駐車場として使用している土地があり、この土地が●●●㎡あったということです。
事務局	今回亡くなられた●● ●●●さんにつきましては、年齢が●●歳ということもありまして実際に今まで耕作していたのは、長男の●● ●●さんが耕作していたと伺っておりますけれども、最近、体調が悪いということで今回買取り申し出をしたということです。
議 長	三代川正夫さん何かご意見ございますか。
三代川委員	何か気になっていたのは、職務代理も言っていた、●●●㎡のこの差はどこでこうなるのかということです。
事務局 長	本来、申請が出た時点で当初からどうしてこの面積で申請したのかというのは、都市計画課の中で測量図のようなものがありました。 その中で全部を申請するのではなく一部だけ残して申請するということなので生産緑地の指定と言うのは、一筆の全部でなくても一部だけでも可能だということ。 共有であっても、所有者が違う人であっても地続きでも一団で500㎡以上であれば生産緑地にできるということ、全部でなくても500㎡をクリアしていれば生産緑地として認められるということです。 一筆の全部ではなく一部を生産緑地に指定したため●●●㎡の差になります。
三代川委員	生産緑地が●●●㎡ではなかったということですね。
事務局 長	●●●番●というところが●●●㎡ありますが、生産緑地としての最低面積要件は500㎡以上になります。 それは1人であっても、2人であってもかわりません。ただ、共有で持っている方が、1人が生産緑地を廃止すると500㎡に満たないということで、全部が廃止するということになるケースもあり、最低限、生産緑地を解除する時は相手方を考えていただければと思います。 全部を申請するのも可能ですし、一部を生産緑地とする事例もあります。 市街化区域の中で500㎡以上という要件がございますので、全部でも一部でもかまわないということです。 本来であれば分筆するのが一番ですが、測量図でその部分を指定してあげれば生産緑地として指定ができるということです。

三代川委員	解除するところ以外は、生産緑地を受けてなかったということですね。
事務局長	はい、そのとおりです。
議 長	他に何かございますか。
三橋喜左衛門 委員	生産緑地は、500㎡以上ないと受けられないということで、残ったのは指定されてないということですね。
事務局長	はい、そうです。
議 長	他に、ご意見・ご質問等がなければ、採決に入ります。 議案第1号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願』 について、証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第1号は承認されました。 よって、証明書を発行することにいたします。 事務局よろしくお願いします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知、 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知、 ならびに報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書 ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。 また報告第3号につきましては、現地調査を行った委員の 報告がありましたらお願いします。 ●●●丁目の●● ●●さんについては、三代川 正夫委員 ●●●丁目の●● ●●さんについては、会長であります私から 報告します。 三代川 正夫委員いかがですか。
三代川委員	●● ●●さんのところでは、きれいにされていて特に問題はありませんでした。

議 長	●● ●●さんについては、間違いなくきれいに耕作されていましたので、報告いたします。 特に質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。
-----	--